

富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書

この仕様書は、富士市が、富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）に関して、事業者が当該業務を履行するために必要となる事項を示したものである。

1 目的

富士市（以下「市」という。）では、「第三次富士市環境基本計画」及び「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画）（改定）」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動の影響に適応した社会づくりを目指している。本事業は、P P Aにより、施設への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、同施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2 事業名称

富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）

3 事業場所

- (1) 施設名 富士中央配水池
- (2) 所在地 富士市本市場新田 1 1 8 番 1
- (3) 設備設置対象場所 ポンプ棟（屋根）

4 事業内容

(1) 事業概要

- ア 事業者は、上記 3 の設置可能場所に対して現地調査、設備容量の検討及び構造調査を行う。
- イ 事業者は、太陽光発電設備及びその付帯設備（以下「設備」という。）の設置が可能な場所に対する行政財産の使用許可を受け、企画提案をもとに設備を導入する。導入に当たり、設備の設計・建設に関連する手続き及びその関連業務を行うこと。
- ウ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。設備に異常もしくは故障により、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行うこと。
- エ 事業者は当該設備で発電した電力は全量自家消費とし、系統へ逆潮流を発生させない機器仕様とすること。
- オ 事業者は、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行う。
- カ 事業者は、施設関係者への当該設備の説明業務を行う。内容については市と協議すること。
- キ 本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「交付金」という。）を活用して行うものであることから、当該交付金の規定に従った事業内容、導入時期及び運転開始時期とすること。また、当該交付金の手続等に必要な書類を作成すること。
- ク 電力系統接続に係る手続きについて、事業者が電力会社へ申込等を行う。なお、電力系統接続に当たって、法令等で定める技術基準およびその他法令等を遵守し、一般送配電事業者が示

す要件を満たすこと。

(2) 事業期間等

ア 協定締結から運転期間終了までを事業期間とする。

イ 運転期間は、電力供給開始日から原則として最長で 20 年間とする。

ウ 事業者は、市が指定する期間（令和 8 年 2 月 10 日を期日とする予定である。）に設備を導入すること。また、電力供給開始時期については、市と協議の上、決定すること。

エ 運転期間終了後の設備の取扱いについて、市は以下の手法を検討している。これらの手法を含めて、事業終了の 2 年前を目安に市と協議の上、決定すること。なお、設備の解体・撤去・廃棄（リサイクル）費用等は別途とし、当該費用は市が負担する。

(ア) 市の負担において撤去

(イ) 市に無償譲渡

(ウ) 設備はそのままに契約条件を見直して再契約

(3) 契約単価

ア 市は、富士中央配水池に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

イ 契約単価の上限額は、1 k W h あたり 24 円（税込み）とする。

ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

エ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

オ 月別及び時間帯別等に異なる電力料金単価は設定できないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする（解体・撤去・廃棄費用は除く）。

キ 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が契約単価から控除されたものであること。

ク 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

5 設備工事前の調査・手続き

(1) 現地調査

施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、及び施設関係者への聞き取り等の必要な調査を実施する。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。なお、富士中央配水池の P C S 出力の目安は 40 k W 以上とする。

(3) 構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途市から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。併せて、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

(4) 各種関係手続

- ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行ったうえで結果を市に提出する。
- イ 事業者は、太陽光発電設備導入工事の着工前に、東京電力パワーグリッド（以下「東電 PG」という。）に対し、系統連系に関する申込をすること。申込に要する費用については事業者負担とし、申込に関する書類一式を、市にも提出すること。また東電 PG との協議および回答の結果を受けた際は、協議・回答書類一式を市に提出すること。協議・回答の結果から設備変更等が発生した際は、市と協議の上、方針を決定すること。
- ウ 市が上記調査結果等を確認し設備設置可能と判断したときに、事業者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を申請すること。使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。
- エ 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。

6 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備の備え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JISC8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重及び地震その他の振動や衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- エ 市の指定する場所に、太陽光パネル等の設備を設置すること。なお、太陽光パネルは参考資料に示す赤囲みの場所（パネルの傾きの調整や規格等による軽微な逸脱は許容とする）に設置すること。

(2) その他の事項

- ア 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ 事業者は、対象となる施設関係者等への当該設備の説明業務（工事・運営に関する内容説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については市と協議のうえで決定する。

7 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、及び内

線規程に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- (1) 設備設置時には、施設の防水機能に影響がないよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置をとる。
- (2) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設関係者等から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- (3) 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図・立面図・電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受ける。
- (4) 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- (5) 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、施設関係者及びその他工事施工中の業者等と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- (6) 施設内における工事、保守点検、及び施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- (7) 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立ち入りに支障が生じないようにする。
- (8) 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- (9) 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上、必要に応じて施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- (10) 工事中の安全対策の実施、施設関係者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- (11) 工事完成時には、現場で市の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにCADデータ（JWW形式）を提出する。

8 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに市、及び当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。な

お、毎年1回以上点検を行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。施設に立ち入る際は、原則市の立会いが必要となるため、事前に日程や立ち入る場所等について市と協議すること。

- (2) 業務にあたっては保安規程を遵守し、施設電気主任技術者による太陽電池発電施設基礎情報の作成に協力すること
- (3) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (4) 事業実施中に、市による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- (5) 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- (6) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- (7) 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。その際、設備の移設に伴う費用負担が生じた場合は市が負担する。なお、運転停止期間中の事業者逸失利益及び事業期間の延長については、市と協議の上、決定すること。
- (8) 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でP P A事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と事業者で協議の上定める。
- (9) 市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- (10) 事業者は、当該設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- (11) 大規模地震、大型台風等の災害発生時は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

9 責任分担の基本事項

上記1～8を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙1」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入するよう努め、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は発電設備及びその他付帯設備の所有権を市に移転するものとする。

(3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

10 その他

市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙１ 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設関係者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	自治体施設損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
		施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施運営・業務への障害		○

注１：両者に○がある場合において、市がリスクを負担する方法は、PPA 単価の調整による。

別紙 2 参考資料

以下の資料について、参加資格があると認めた参加表明者に対し、電子データ（PDFデータ）にて提供する予定である。

- ・富士中央配水池の「建築図面（設置範囲指定あり）、屋根荷重諸元表、電気設計図面、及び引込盤単線結線図」
- ・推定消費電力に係る資料